

第30回

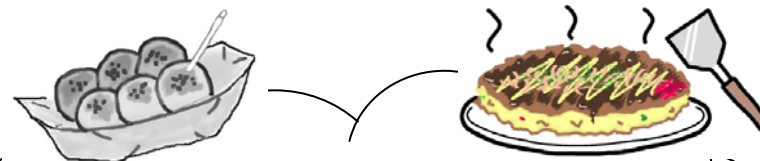
速報①

全国手話通訳問題研究討論集会 in 大阪

【日時】2014年2月15日(土)・16日(日)

【会場】関西大学 天六学舎

〒531-0061 大阪府大阪市北区長柄西1丁目3番22号
(JR天満駅・地下鉄 天神橋筋六丁目駅下車)



日本最長（全長2.6Km、600店舗！）の長さを誇る、天神橋筋商店街の近く。ド派手なたこ焼き・お好み焼きなどコナモンの看板があるかと思えば、江戸時代から続く由緒ある惣菜屋さんも数々あります。周辺にはビジネスホテルも多数あり、宿泊にも便利！ 集会が終わったあとの交流会にも困りません！ 学舎自体は昭和28年ごろから使われている由緒ある、落ち着いた建物です。学生気分に戻って楽しく・熱く討論しましょう！



[主催] 財団法人全日本ろうあ連盟
一般社団法人全国手話通訳問題研究会

[主管] 社団法人大阪聴力障害者協会
大阪手話通訳問題研究会

[連絡先] 第30回全国手話通訳問題研究討論集会 in 大阪 実行委員会

〒540-0012 大阪府中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター 大阪ろうあ会館内

社団法人大阪聴力障害者協会 事務局内

FAX: 06-6768-3833 TEL: 06-6761-1394

速報 第30回 全国手話通訳問題研究討論集会 in 大阪

第1号 2013年2月23日(土)発行 (事務局 FAX:06-6768-3833)

ごあいさつ

いよいよ4月1日より、障害者総合支援法が施行されます。この法律が障害者制度改革推進会議および総合福祉部会のまとめた骨格提言や、障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意文書を無視した法律であることは、皆さんご周知の通りです。

私たち聴覚障害者、手話関係者にとって大きなポイントとなるのは、手話通訳者や要約筆記者が「意思疎通支援」をおこなうものとして位置付けられ、手話奉仕員の養成・手話通訳者の派遣が市町村の必須事業となったことです。これは2011年に障害者基本法が改正され、手話が言語と明記されたことと深いつながりを感じます。現在、厚生労働省認可の手話通訳者養成講座・手話奉仕員養成講座のテキストの改訂が準備されている中、かねてより市町村の課題となっていた奉仕員養成講座のカリキュラムの充実、実施予算の確保にむけて取り組んでいかなければなりません。さまざまな法律の改正や施行の流れに乗り、今後どのように戦略的に取り組んでいくか。それを共に考え、共通の目標と意識を持ち、聴覚障害者の生活と権利を守る社会をどう実現するかが、大阪集会での討論の鍵になると思います。

今年1月には新潟県で、県の身体障害者枠職員募集要項に「点字・手話通訳及び筆談による対応は行わない」という文言が明記されました。全日本ろうあ連盟の調査では「口述・口頭での対応ができる者」など、手話によるコミュニケーションを排除すると見ることのできる文言が残っているところが散見されました。「手話は言語である」と明記された障害者基本法の意味は何なのでしょうか。何のために行政が障害者枠を設けて採用試験を行うのでしょうか。

今後、「情報・コミュニケーション法(仮称)」「手話言語法(仮称)」など、障害者権利条約の批准に向けた様々な国内法の整備が必要です。法律が可決・成立したとしても、実社会で暮らす私たちの生活に反映されなければ何の意味もありません。また、これまでろうあ運動・手話サークル活動・手話通訳活動を積み重ねてきた先人たちの努力と成果を後世に守り伝えていくためにも、討論を積み重ねていきましょう。

来年の冬は大阪でお待ちしております！